

お手続きはオンライン申請が便利です



福岡市 幼児教育・保育の無償化 施設等利用給付認定を受けた後に必要な手続きのご案内 (施設等利用費の請求手続きなど)

福岡市在住で、保育を必要とする3～5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童を対象に、利用料(保育料)の給付を実施しています。

給付を受けるためには、下記の手順を踏む必要があります。

【手順1】

保護者が申請し、福岡市から
施設等利用給付認定を受ける



【手順2】

対象施設等を利用後、
保護者が利用料を支払う



【手順3】

保護者が福岡市へ
施設等利用費の請求を行う

本案内は、主に手順3についての説明です

1. 施設等利用費の請求について

施設等利用費を受け取るためには、福岡市に対して請求手続きを行う必要があります。

(1) 請求について



次ページ受付期間に請求手順に沿って必要書類をご準備いただきご請求ください。

請求の時効は、利用した月の翌月1日から2年となります。ご注意ください。

【必要書類】

- ・施設等利用費請求書(保護者が記入)※オンライン申請の場合は、不要です。
- ・領収証兼提供証明書(ご利用施設より発行)
- ・認定保護者様名義の口座が確認できる通帳又はキャッシュカードのコピー
(初回および振込先に変更がある場合)

※請求に必要な様式等は福岡市ホームページに掲載しております。

右記二次元コードよりご確認ください。



(2) 請求受付期間

	対象利用費	受付期間	支給予定日
第1回	4～5月分	令和8年6月2日～6月16日	令和8年7月末頃
第2回	6～7月分	令和8年8月1日～8月15日	令和8年9月末頃
第3回	8～9月分	令和8年10月1日～10月15日	令和8年11月末頃
第4回	10～11月分	令和8年12月1日～12月15日	令和9年1月末頃
第5回	12～1月分	令和9年2月2日～2月16日	令和9年3月末頃
第6回	2～3月分	令和9年4月1日～4月15日	令和9年5月末頃

※上記受付期間の請求で不備がなければ、受付期間の翌月末頃に申請者の口座に利用費を振り込みます。
 ※受付期間外の提出や記入内容の修正、再提出が必要な場合は、上記支給予定日と異なる場合があります。

(3) 施設等利用費の上限額について

認定区分により上限額が異なります。下記の表をご確認ください。

クラス(実施年齢)	認定区分	月額上限額(R8.10.1 時点)
3～5歳児 (R2.4.2生～R5.4.1生)	施設等利用給付 2号認定	40,300 円
0～2歳児 (R5.4.2生～)	施設等利用給付 3号認定	45,700 円

【注意事項】

- ・上記月額上限額は、令和8年10月1日時点の金額です。最新の上限額は市ホームページにてご確認ください。
- ・給付金が受け取れるのは、施設等利用給付認定通知書に記載された認定保護者のみです。
- ・施設等利用給付認定の認定期間内の利用月に支払った保育料についてご請求が可能です。認定の有効期間が終了した場合は、助成金の請求の対象外となります。
- ・給付対象は、対象施設等に支払った保育料のみです。※通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。
- ・無償化の対象となっていない施設・事業の保育料は、請求できません。

※福岡市内に所在する無償化の対象となる認可外保育施設等は、

福岡市ホームページでご確認ください。市外の施設を利用する場合は、施設が所在する市町村にご確認ください。

- ・月の途中で認定期間が開始される場合又は終了する場合は、月額上限額は日割りとなります。

【認可外保育施設等のみを複数の施設ご利用された場合】

利用料を合算して、認可外保育施設等の月額上限額まで請求できます。

(4)請求手順

- ①ご利用施設に、給付認定を受けた保護者氏名及び認定された子どもの氏名を伝え、内容が記載された『領収証兼提供証明書』を受け取る。
※ファミリー・サポート・センター事業をご利用の方は、『援助活動の報告』をご提出ください。
※キッズラインご利用の場合は、請求の流れが異なります。福岡市ホームページをご確認ください。
- ②『施設等利用費請求書』に必要事項を記入。(記入方法は、別紙を参照してください。)
- ③利用施設から発行された『領収証兼提供証明書』・記入した『施設等利用費請求書』・『認定保護者様名義の口座が確認できる通帳又はキャッシュカードのコピー(初回および振込先に変更がある場合)』をそろえ、請求を行う(オンライン・メール・郵送にて受付)。
- ④支給決定後、福岡市より支払決定通知書を送付いたします。その後、助成金の支払いが行われます。

(5)申請方法・申請先

申請は、オンラインまたはメール、郵送にて承っております。オンライン申請は本案内 P1の冒頭に記載の QR コードからオンライン申請ページへお進みください。郵送の場合は申請書類一式を封筒に入れ、切手を貼付のうえ下記住所へ送付してください。

お急ぎの場合は、〈福岡市役所 本庁舎 13F こども未来局運営支援課〉へご持参ください。

郵送・メールの場合の提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1

こども未来局 子育て支援部 運営支援課 施設等利用給付担当

メール: hoikumusyuka@city.fukuoka.lg.jp

ご不明な点等ありましたら、上記連絡先へご連絡ください。

2. 現況届について

認定を受けた方は、「現況届」及び「保育の必要性が確認できる書類」等(就労証明書等)を毎年届け出る必要があります。書類の提出がない場合や審査の結果、無償化対象外となった場合は、認定期間の短縮や取り消しなどにより助成金の給付を受けられなくなる可能性があります。現況届に関する手続きについては、提出時期に別途ご案内します。

3. 変更申請が必要な場合

転居や転職、就労状況の変更等、世帯の状況に変更がある場合は、速やかに変更申請が必要です。
変更届の様式は、福岡市ホームページに掲載しております。

変更内容	提出書類
転居した	・変更届 ※必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。
世帯構成に変更がある	
利用施設を認可保育所(地域型を含む)・幼稚園に変更した	
保育の必要性に変更がある (就労を開始した・妊娠した等)	・変更届 ・保育の必要性を証明する書類
認定保護者を変更したい	・変更届 ・新たに認定保護者となる方の本人確認書類の写し
その他家庭の状況に変更があった	・変更届 ・変更内容が分かる書類

4. 対象制度変更に伴う認定の切り替え手続きについて

① 税区分の変更に伴う認定の切り替え(毎年9月)

毎年9月に税区分の切り替えを行っており、世帯の課税状況が変わることに伴い対象制度が変更となる場合があります。「施設等利用給付認定」の3号認定は非課税世帯が対象となっておりますので、課税世帯となった場合は、別途、「多子世帯利用給付認定」の申請が必要となります。
下記「4②多子世帯利用給付認定の申請方法」にある二次元コードからご確認ください。

(参考)市町村民税の対象年度(令和8年度に施設を利用した場合は、下記のとおりです)

- ・令和8年4月～令和8年8月利用分については、令和7年度市町村民税額
(令和6年1月1日～12月31日までの所得)を確認します
- ・令和8年9月～令和9年3月利用分については、令和8年度市町村民税額
(令和7年1月1日～12月31日までの所得)を確認します

◆対象となる制度

第2子以降かつ0～2歳児クラスの課税世帯→多子世帯利用給付認定
0～2歳児クラスの非課税世帯と3～5歳児クラスの全世帯→施設等利用給付認定

②多子世帯利用給付認定の申請方法(認可外保育施設等をご利用の方)

申請に必要な様式等を福岡市ホームページに掲載しております。
右記二次元コードよりご確認ください。



【問い合わせ先】

無償化専用ダイヤル TEL:092-791-6222
開設時間:午前9時30分から午後5時30分まで
(土日祝・12月29日～1月3日は除く)

【郵送・メールの場合の提出先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
こども未来局 子育て支援部 運営支援課 施設等利用給付担当
hoikumusyoka@city.fukuoka.lg.jp